

事 務 連 絡

令和2年7月21日

各都道府県消防防災主管課 御中

消 防 庁 予 防 課

消防庁危険物保安室

危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する協力について

危険物取扱者及び消防設備士については、危険物施設や防火対象物における安全を人的側面から支える資格として重要な役割を担っているものですが、これらの試験については、各都道府県知事が消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第3項及び同法第17条の9第3項の規定に基づき総務大臣の指定する者である一般財団法人消防試験研究センターに委任して実施しているところです。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、本年6月までに実施する予定であった試験が各地で延期又は中止されました。

これに伴い、別添のとおり「危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施について」（令和2年6月17日付消試セ業第429号）により、一般財団法人消防試験研究センター理事長から各都道府県消防主管課長あてに試験会場の確保等に係る支援要請が通知されているところです。

危険物取扱者及び消防設備士は、安全の確保のために不可欠な資格であり、経済活動においても必要性が高いことから、受験機会を広く確保しておくことが重要です。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、都道府県をまたいだ移動を要せずに受験できることが望ましいものと考えられます。

つきましては、各都道府県におかれては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いつつ、これまで延期又は中止になった試験の受験申請者をはじめ多くの受験希望者が都道府県をまたいだ移動をすることなく早期に受験機会が得られるよう、一般財団法人消防試験研究センターからの相談に適切にご対応いただくようお願いいたします。

（問い合わせ先）

消防庁予防課

担当：細川、坂場、鈴木

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消防庁危険物保安室

担当：勝本、竹中

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534